



7月に入り、労働者協同組合法施行が近づくなか、慌ただしさが増している。

各加盟組織を訪問し、労協法人への移行や変更に関しての具体的な相談・検討を進めている。タクシー事業や行政の移送サービスなどを展開する加盟組織は、労働者協同組合を目指しながら長年に渡り有限会社で運営してきた。ようやくできた労働者協同組合法をどのように活用できるのか、道路運送法を確認しながら運輸局や行政とも相談が必要となる。また現在の組合員と、労働者協同組合法人としてどのようなタクシー等事業を展開するのかなどの意思統一も必要で、学習会を重ねていく。株式会社や医療法人社団などを活用している加盟組織もあり、それぞれにおいて、株主との相談や、どのように人、モノ、金を動かすのかを具体的に検討。医療に関しては当該の保健所とも相談し、医療許可を出すうえでの非営利法人としての確認、法人が変わることに伴い患者等に不利益が生じないための手続きなどを相談している。加盟組織以外の一般からの設立の問い合わせでも、一般社団など多様な法人格からの変更の相談があり、加盟組織での検討は、参考事例となる。

法施行に向けて、さまざまな場面で労働

者協同組合の報告や学習の機会も増えている。日本協同組合連携機構(JCA)での国際協同組合デー(7/4)ではセンター事業団の仙台地域福祉事業所けやきの杜の「みんなのBASE」の報告に関心が集まったり、信州協同労働推進ネットワークが開催した労働者協同組合フォーラム in 諏訪(7/23)では後藤茂之厚生労働大臣(当時)が労働者協同組合法の成立や一部法改正に携わった想い、持続可能な地域づくりの起点に協同労働で担う農業への期待が述べられた。各都道府県による労働者協同組合の周知及び相談事業も広がって来ている。労協連としても労協法に関する連続学習会(7/30、8/26、9/2、10/14)を開催する。

厚労省「労働者協同組合に係る相談支援及び周知広報等事業」も、相談窓口の設置及び特設サイト「知りたい!労働者協同組合法」が開設し、連日相談の連絡が入っている。また全国7ヶ所でのフォーラムの準備も進み、下記の日程で開催する。中国四国ブロック(9/3)、関東ブロック(9/17)、関西ブロック(10/29)、中部ブロック(11/6)、東北ブロック(11/23)、北海道ブロック(11/27)、九州ブロック(2/18)。多様な基調講演や事例報告の準備を進めている。リアル会場参加及びオンラインでの参加が可能。ぜひ各地のフォーラムの周知及び参加をお願いしたい。